

改正

令和3年3月19日規則第24号

長崎県美しい景観形成推進条例施行規則をここに公布する。

長崎県美しい景観形成推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観形成計画の軽微な変更)

第2条 条例第8条第5項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 次の事項に関する変更以外の変更

- ア 良好な景観形成の基本目標
- イ 良好な景観形成の基本方針
- ウ 景観施策

(2) 前号アからウまでに掲げる事項に関する変更のうち、法令の制定又は改廃に伴う用字又は用語の修正その他の形式的な変更

(行為の届出)

第3条 省令第1条第1項及び条例第10条第2項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)とする。

2 省令第1条第2項第3号に規定する図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為にあつては、建築物概要書(様式第2号)及び景観形成基準対応説明書(様式第5号)
- (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、工作物概要書(様式第3号)及び景観形成基準対応説明書(様式第5号)
- (3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為にあつては、開発行為・土地の形質の変更概要書(様式第4号)及び景観形成基準対応説明書(様式第6号)

3 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をも

ってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 開発行為・土地の形質の変更概要書（様式第4号）
- (2) 景観形成基準対応説明書（様式第6号）
- (3) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (4) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (5) 土石の採取及び鉱物の掘採にあつては、次に掲げる図書
 - ア 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (6) 前号に規定する行為以外の土地の形質の変更にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

4 前項の規定にかかわらず、知事は、同項各号に掲げる図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

（行為の変更の届出）

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、添付すべき図書のうち当該変更内容を明示するために必要なもの以外のものは、添付することを要しない。

（届出対象行為に係る事前の指導）

第5条 条例第11条の規定による指導又は助言を求めようとする者は、届出対象行為に係る事前指導等の申出書（様式第8号）に、次に掲げる図書のうち、知事が必要と認めるものを添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
 - ア 省令第1条第2項第1号に掲げる図書
 - イ 第3条第2項第1号又は第2号に掲げる図書
- (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為にあつては、次に掲げる図書
 - ア 省令第1条第2項第2号に掲げる図書
 - イ 第3条第2項第3号に掲げる図書

(3) 条例第10条第1項に掲げる行為にあつては、第3条第3項各号に掲げる図書

2 条例第11条の規定による通知は、届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書(様式第9号)により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第10号)により行うものとする。

(適用除外行為)

第7条 条例第12条第2号の規則に定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による許可に係る行為又は同法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)第15条第1項又は第38条第1項の規定による許可又は届出に係る行為

(3) 長崎県立自然公園条例(昭和33年長崎県条例第21号)第18条第3項の規定による許可に係る行為又は同条例第20条第1項の規定による届出に係る行為

(4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年長崎県条例第41号)第2条第1項の規定による許可に係る行為

2 条例第12条第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 良好な景観の形成に関する市町の条例等の規定による許可、認可、届出等に係る行為で知事が指定するもの

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で次に掲げるもの

ア 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの

イ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

(公表)

第8条 条例第15条の規定による公表は、長崎県公報への登載、掲示その他の方法により行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第9条 条例第17条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第10条 条例第19条第3号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に管理すること。

(2) 景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(軽微な変更)

第11条 条例第21条第4項に規定する軽微な変更は、取組内容の変更のうち、当該活動目的又は当該事業目的の達成に支障がないものとして知事が認めたものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、様式第11号のとおりとする。

(景観重要建造物を標示する標識)

第13条 法第21条第2項に規定する標識は、様式第12号のとおりとする。

(景観重要樹木を標示する標識)

第14条 法第30条第2項に規定する標識は、様式第13号のとおりとする。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則(平成23年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

長崎県知事

様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 住 所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の名称						
行為の場所						
行為の場所に係る区域		都市計画区域内 都市計画区域外				
届出の場所が都市計画区域内で届出行為が建築物の場合にのみ記入		用途地域内(用途地域:)・(指定容積率: %)				
		用途地域外(指定容積率: %)				
行為の種類及び設計又は施行方法	建築物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	敷地面積				
		建築物の用途				
				届出部分	既存部分	合計
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	
		外観変更面積		m ²	m ²	m ²
	工作物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	工作物の種類				
				届出部分	既存部分	合計
		築造面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	
	開発行為 土地の形質の変更 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他	行為の目的				
		区域の面積		m ²		
	連絡者	住所 氏名	事業所名 電話番号			
	予定工期	(着工)	年 月 日	~ (完了)	年 月 日	
本庁受付欄	振興局受付欄	備考				

該当する の中にレ印を付けてください。

建築物概要書（棟）

建築物の用途								
建築面積・高さ		m ² ・			m			
		届出部分			既存部分			
構造及び階数		（一部 地上 階 / 地下		造 造） 階	（一部 地上 階 / 地下		造 造） 階	
屋外に設置する建築設備の種類								
附帯する広告物の規模 （基数・掲出面積）								
外部仕上げ	第一立面	屋根	色彩（適合）		各立面の面積割合		各立面の面積割合	
			色彩（アクセント）			%		%
			石材等の素地の色彩					
		外壁	色彩（適合）					
			色彩（アクセント）			%		%
			石材等の素地の色彩					
	第二立面	屋根	色彩（適合）			%	%	
			色彩（アクセント）					
			石材等の素地の色彩					
		外壁	色彩（適合）					
			色彩（アクセント）		%	%		
			石材等の素地の色彩					
	第三立面	屋根	色彩（適合）			%	%	
			色彩（アクセント）					
			石材等の素地の色彩					
		外壁	色彩（適合）					
			色彩（アクセント）		%	%		
			石材等の素地の色彩					
	第四立面	屋根	色彩（適合）			%	%	
			色彩（アクセント）					
			石材等の素地の色彩					
		外壁	色彩（適合）					
			色彩（アクセント）		%	%		
			石材等の素地の色彩					

色彩については、マンセル値（色相・明度・彩度）を記入してください。

建築物が複数棟ある場合は、棟別に作成してください。

工作物概要書

工作物の種類								
築造面積・高さ		m ² ・			m ²			
構造		（一部 造 造）			（一部 造 造）			
附帯する広告物の規模 （基数・掲出面積）								
外部 仕 上 げ	第一立面	色彩（適合）		各立面の面積割合	/		各立面の面積割合	/
		色彩（アクセント）			%			%
		石材等の素地の色彩			/			/
	第二立面	色彩（適合）		各立面の面積割合	/		各立面の面積割合	/
		色彩（アクセント）			%			%
		石材等の素地の色彩			/			/
	第三立面	色彩（適合）		各立面の面積割合	/		各立面の面積割合	/
		色彩（アクセント）			%			%
		石材等の素地の色彩			/			/
	第四立面	色彩（適合）		各立面の面積割合	/		各立面の面積割合	/
		色彩（アクセント）			%			%
		石材等の素地の色彩			/			/

色彩については、マンセル値（色相・明度・彩度）を記入してください。

開発行為・土地の形質の変更概要書

行為の目的		
区域の面積	㎡	
のり面又は擁壁	勾配	
	構造・材料	
	緑化の方法	
区域内の樹木の保全方法及び 区域周辺の緑化の方法		

景観形成基準対応説明書【建築物・工作物】

行為の名称				
行為の場所				
項目	基準	主に配慮した内容	適・否	審査欄
配置及び規模	幹線道路など、主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないような配置及び規模とするよう配慮する。		適・否	
意匠	良好な自然景観を有する地域においては、これと調和した意匠とするよう配慮する。		適・否	
	市街地にあつては、周辺のまちなみとの協調性を考慮した意匠とするよう配慮する。		適・否	
	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観との調和に配慮する。		適・否	
色彩	周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮する。		適・否	
	基調となる色彩は、マンセル値により次のとおりとする。 ・R、YR、Y系：彩度6.0以下 ・その他の色相：彩度4.0以下 ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 ・石材、煉瓦等の素地の色 ・アクセント色として着色される部分（外壁の各方面の見附面積の10%以内とする）の色彩	色彩に関する規準に適合 アクセント色は各立面の10%以内	適・否	
外構	敷地内の道路に面する部分は緑化するなど、周辺景観との調和に配慮する。		適・否	
駐車場	駐車場は前面道路から見えない位置に設けるよう配慮する。見える位置に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。		適・否	
付帯設備等	空調室外機、給水塔、ゴミ置き場、倉庫など、屋外に設ける設備・施設は、前面道路から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。		適・否	

審査欄は、記入しないでください。

景観形成基準対応説明書【開発行為・土地の形質の変更】

行為の名称			
行為の場所			
基準	主に配慮した内容	適・否	審査欄
法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。		適・否	
擁壁等の構造物を設ける場合は、素材と構法の工夫や構造物の前面の緑化などにより、周辺景観との調和に配慮する。		適・否	
敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。		適・否	

審査欄は、記入しないでください。

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

長崎県知事

様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 住 所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の名称				
行為の場所				
当初届出年月日及び番号		年 月 日・ 号		
主な変更内容及び変更理由				
		変更前	変更後	
行為の種類及び設計又は施行方法	建築物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	建築物の用途		
		建築面積	m ² m ²	
		高さ	m m	
		外観変更面積	m ² m ²	
	工作物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	工作物の種類		
		築造面積	m ² m ²	
		高さ	m m	
		外観変更面積	m ² m ²	
	開発行為 土地の形質の変更 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他	行為の目的		
		区域の面積	m ² m ²	
	着工予定日又は完了予定日	着工予定日	年 月 日	年 月 日
		完了予定日	年 月 日	年 月 日
本庁受付欄	振興局受付欄	備考		

該当する の中にレ印を付けてください。

届出対象行為に係る事前指導等の申出書

年 月 日

長崎県知事

様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 住 所

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

電話番号

長崎県美しい景観形成推進条例第11条の規定により、下記の行為について指導又は助言を求めます。

行為の名称						
行為の場所						
行為の場所に係る区域		都市計画区域内 都市計画区域外				
届出の場所が都市計画区域内で届出行為が建築物の場合にのみ記入		用途地域内(用途地域:)・(指定容積率: %)				
		用途地域外(指定容積率: %)				
行為の種類及び設計又は施行方法	建築物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	敷地面積				
		建築物の用途				
				届出部分	既存部分	合計
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	
		外観変更面積		m ²	m ²	m ²
	工作物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	工作物の種類				
				届出部分	既存部分	合計
		築造面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	
	外観変更面積		m ²	m ²	m ²	
	開発行為 土地の形質の変更 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他	行為の目的				
		区域の面積		m ²		
	連絡者	住所 氏名	事業所名 電話番号			
	予定工期	(着工) 年 月 日 ~ (完了) 年 月 日				
本庁受付欄	振興局受付欄	備考				

該当する の中にレ印を付けてください。

様

長崎県知事

届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書

年 月 日付で指導又は助言の要請のあった行為について、長崎県美しい景観形成推進条例第11条の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

1 行為の名称

2 行為の場所

3 行為の種類

4 結 果

- ・ 支障なし
- ・ 支障あり

理由

[]

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

長崎県知事

様

通知者 住 所

官 職

電話番号

景観法第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行為の名称						
行為の場所						
行為の場所に係る区域		都市計画区域内 都市計画区域外				
届出の場所が都市計画区域内で届出行為が建築物の場合にのみ記入		用途地域内 (用途地域 :)・(指定容積率 : %) 用途地域外 (指定容積率 : %)				
行為の種類及び設計又は施行方法	建築物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	敷地面積				
		建築物の用途				
				届出部分	既存部分	合計
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	工作物 新築 増築 改築 移転 修繕 模様替 色彩の変更	工作物の種類				
				届出部分	既存部分	合計
		築造面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	開発行為 土地の形質の変更 土地の開墾 土石の採取 鉱物の掘採 その他	行為の目的				
		区域の面積		m ²		
	連絡者	住所 氏名	事業所名 電話番号			
	予定工期	(着工)	年 月 日	~ (完了)	年 月 日	
	本庁受付欄		振興局受付欄		備考	

該当する の中にレ印を付けてください。

表

8.6 センチメートル

身分証明書		所属 職 氏名 上記の者は、景観法第 17 条第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者又は同条第 7 項の規定により立入検査若しくは立入調査をする者であることを証明する。 年 月 日 長崎県知事 印
写 真	縦 3.5 cm 横 3.0 cm	

10.8 センチメートル

裏

景観法抜粋
(変更命令等)
第 17 条

- 1 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第 7 項及び次条第 1 項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第 3 項の規定は、適用しない。
- 2～4 略
- 5 景観行政団体の長は、第 1 項の処分違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第 1 項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第 7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解してはならない。

備考 中央の点線から二つ折りとする。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

景観重要建造物指定標識			
指定番号	長崎県指定第 号	指定年月日	年 月 日
名称			
この標識は、景観法第 21 条第 2 項の規定により設置するものです。			

縦 20 センチメートル以上 横 30 センチメートル以上

様式第 13 号 (第 14 条関係)

景観重要樹木指定標識			
指定番号	長崎県指定第 号	指定年月日	年 月 日
名称			
この標識は、景観法第 30 条第 2 項の規定により設置するものです。			

縦 20 センチメートル以上 横 30 センチメートル以上